

# 教育職員免許法の特例による「介護等の体験」受入調整事業実施要綱

## 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

### 1 趣 旨

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号、以下「法」という。）により、教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に対し介護等の体験が義務付けられた。介護等の体験の円滑な推進を図るため、栃木県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う栃木県内の社会福祉施設等（以下「施設」という。）における受入調整について必要な事項を定める。

### 2 対象者

小学校及び中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生で、次の①から③のいずれかに該当する者

- ① 栃木県内の大学（大学院、短期大学を含む。）に在学する者（卒業した者）
- ② 栃木県内に居住し、大学に在学する者（卒業した者）
- ③ 栃木県出身で、大学に通学するため一時的に県外に居住している者

### 3 「介護等の体験」の実施施設

栃木県内の法施行規則第2条及び文部省告示第187号に基づく社会福祉施設等で概ね次の①、②とする。

- ① 社会福祉施設（保育所を除く。）
- ② その他の施設（老人保健施設、指定国立療養所等）

### 4 「介護等の体験」の内容等

#### (1) 「介護等の体験」の目的

教員免許状の取得を希望する学生が、施設利用者や職員との交流、作業を通して利用者の生活や対人援助の実際に触れ、人権の尊重や関係形成の重要性、社会福祉の役割等について理解を深める事を目的とする。

#### (2) 「介護等の体験」の内容

「介護等の体験」は、法第2条第1項に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」及び「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について（通達）」（平成9年11月26日付文教第230号）による「介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など」に加え、以下に例示するような幅広いものとする。

《例示》

- ① 施設利用者との交流（話し相手）、学習活動の援助、授産活動
- ② 施設利用者の介護、介助、保育、養育の補助
- ③ 施設が実施する行事、サークル活動等の施設業務の補助
- ④ 掃除、洗濯等の日常業務の補助
- ⑤ その他、施設が用意した活動への参加

- (3) 「介護等の体験」の期間及び一日の実施時間等
- ① 「介護等の体験」の期間は、当該年度の6月第2週から3月第2週までとする。
  - ② 日数は原則として月曜日から金曜日の連続した5日間とする。(祝日が入る場合は、施設で受け入れ可能であれば体験日とし、受け入れできない場合には当該週に続く土・日曜日もしくは翌週の月曜日等に振替える。)
  - ③ 1日当たりの時間は、7時間45分以内(概ね5～6時間程度)とする。  
なお、宿直・夜勤は行わないものとする。

## 5 受入調整事業実施主体

「介護等の体験」受入調整事業の実施主体は県社協とする。

## 6 県社協の主な調整業務

県社協が行う主な調整業務は次のとおりとする。

- (1) 施設への受入依頼  
県内の施設へ「介護等の体験」を希望する学生の受け入れ及び「教育職員免許法の特例による「介護等の体験」年間受入計画書」(以下「年間受入計画書」という。)  
【様式2】等の提出を依頼する。
- (2) 施設からの「年間受入計画書」受付
- (3) 大学からの申込受付  
大学が取りまとめ提出する「教育職員免許法の特例による「介護等の体験」総括申込書」(以下「「介護等の体験」総括申込書」という。)  
【様式1-①】、「教育職員免許法の特例による「介護等の体験」申込書」(以下「「介護等の体験」申込書」という。)  
【様式1-②】及び「教育職員免許法の特例による「介護等の体験」申込学生名簿」(以下「申込学生名簿」という。)  
【様式1-③】を受け付ける。
- (4) 調整・通知事務  
「介護等の体験」申込書【様式1-②】と「年間受入計画書」【様式2】に基づき体験先を調整し、「介護等体験受入決定通知書」により大学及び施設へ通知する。
- (5) 大学への年間体験状況の報告  
大学に対し年度末に「介護等体験終了報告書」により年間体験状況を報告する。
- (6) 受入施設への体験費用の支払い  
受入施設から提出された「教育職員免許法の特例による「介護等の体験」終了報告書兼請求書」(以下「終了報告書兼請求書」という。)  
【様式6】に基づき、体験費用を支払う。

## 7 社会福祉施設等の主な業務

- (1) 「年間受入計画書」の作成・申込  
県社協からの依頼により、学生の受け入れが可能な施設は「年間受入計画書」【様式2】、「介護等の体験年間受入調整表」【様式3】、「教育職員免許法の特例による「介護等の体験」受入連絡票」【様式4】を作成し県社協に提出する。
- (2) 「介護等の体験」の実施  
4(2)に従い、「介護等の体験」を実施する。
- (3) 「証明書」の発行  
受入施設の長は、体験を終了した学生に「証明書」【様式5】を発行する。

- (4) 終了報告書兼請求書の提出  
介護等体験生全員の全日程終了後、「終了報告書兼請求書」【様式6】を県社協に提出する。

## 8 大学の主な業務

- (1) 「「介護等の体験」申込書」の取りまとめ及び県社協への提出
- ① 「「介護等の体験」申込書」【様式1-②】で学生（卒業生、科目履修生を含む。）からの希望を取りまとめの上、「「介護等の体験」総括申込書」【様式1-①】、「「介護等の体験」申込書」【様式1-②】、「申込学生名簿」【様式1-③】を県社協に提出する。
  - ② 学生から介護等体験費用を徴収し、申込時に一括して県社協の指定口座に振込む。
- (2) 学生への事前指導  
大学は、当該学生に対し、オリエンテーション等を通じ「介護等の体験」実施のための指導・援助を行う。併せて「教育職員免許法の特例による「介護等の体験」学生プロフィール」（以下「学生プロフィール」という。）【様式1-④】を記入し、体験当日までに施設に提出するよう指導する。

## 9 「介護等の体験」の費用

- (1) 「介護等の体験」を希望する者が支払う費用は、学生一人につき1日あたり1,500円とする。（体験施設までの交通費、昼食等は含まない。）
- (2) 県社協が施設に支払う費用は、学生一人につき1日あたり1,000円とする。県社協の受入調整に要する費用は、学生一人につき1日あたり500円とする。
- (3) 学生が介護等体験時に施設でとる昼食等は、学生の自己負担とし、施設が本人から直接徴収する。

## 10 「介護等の体験」の日程変更等について

やむを得ない事情を除き、「介護等の体験」受入決定通知後の日程変更や辞退等は認めない。

やむを得ず、「介護等の体験」の日程変更等をする場合は、次のとおりとする。

- (1) 大学は、学生のやむを得ない事情で日程変更または辞退をする場合は、当該施設と調整し、速やかに「介護等の体験（日程変更・辞退）届」【様式7】を施設及び県社協に提出する。
- (2) 施設は、やむを得ない事情で「介護等の体験」の日程変更をする場合は、当該大学と調整し、速やかに「介護等の体験（日程変更・辞退）届」【様式7】を大学及び県社協に提出する。
- (3) 施設は、やむを得ない事情で「介護等の体験」の受け入れが困難になった場合は、速やかに大学及び県社協に電話にて連絡を入れるとともに「介護等の体験（日程変更・辞退）届」【様式7】を大学及び県社協に提出する。この場合、県社協が新たな受入先について再調整を行い、当該大学に通知する。

## 11 「介護等の体験」に伴う事故および感染症等への対応

- (1) 保険の対応  
「介護等の体験」に伴い想定される事故等に対応した保険については、派遣する大学で対応する。

## (2) 健康管理等

- ① 施設利用者等の健康管理のため、施設が必要とする場合には、学生に対し健康診断書及び細菌検査の結果を求めることができる。検査項目や提出方法については、各受入施設の「受入連絡票」に従うものとする。
- ② 感染症等の発生・感染予防については、大学や施設で実施するオリエンテーション時に十分な指導を行うものとする。

## (3) 県社協への報告

体験中に事故および感染症等が発生した場合は、大学と受入施設で速やかに対応にあたるとともに、遅滞なく県社協に連絡するものとする。

## 12 その他

本要綱に定めがない事項については、本会会長が別に定める。

### 【 参 考 】

#### 関係法令等

- ① 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号、平成9年6月18日）
- ② 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年文部省令第40号、平成9年11月26日）
- ③ 「文部省告示第187号」（平成9年11月26日）
- ④ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（文部省事務次官通達、平成9年11月26日）
- ⑤ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について（依頼）」（文部省教育助成局教職員課長通知、平成9年12月3日）
- ⑥ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」等の施行について（厚生省社会・援護局長通知、平成9年12月18日）

### 附則

この要綱は、平成25年11月1日から適用する。

平成28年10月1日 様式変更及び様式変更に伴う文言の修正